

県立自然公園計画図簡易点検等業務 業務委託仕様書

1 業務の目的

福島県の県立自然公園は10公園すべてが昭和20年代に指定され、昭和40年代に公園計画が作成されている。指定後60年以上が経過していることから、地形や土地の利用形態が指定当時から大きく変化していると考えられるが、現在まで根本的な公園区域及び計画の点検が行われておらず、すでに一部の公園区域界や地種区分界では現状の地形や土地利用状況との齟齬が見られ、県立自然公園の適正管理に支障をきたしている。

このことから、県立自然公園の公園区域界及び地種区分界の明確化は急務であり、将来的には公園区域及び公園計画の見直しも検討する必要がある。

本業務は、福島県が平成31年4月に環境省と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づく「環境変化を踏まえた県立自然公園の見直し」の取組の一環として、県立自然公園における公園区域界等を明確化し、今後、公園区域及び公園計画の見直しを検討する上での課題を抽出することを目的とする。

2 業務名

県立自然公園計画図簡易点検等業務

3 業務委託内容

奥久慈、阿武隈高原中部、夏井川溪谷の3つの県立自然公園について、既存の公園計画図をGIS化するとともに、現在の地形等の状況に合わせて公園区域界及び地種区分界を明確化（後述の適当な界の提案による作図作業を含む）した公園計画図を作成・印刷する。

また、公園区域界等の明確化の過程で抽出された公園区域及び公園計画の問題点について整理し、今後の公園計画等の点検に資する基礎資料としてとりまとめる。なお、公園計画図作成に当たっては、「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日環自国発第2204015号各地方環境事務所等宛 環境省自然環境局長通知）を参照すること。

(1) 県立自然公園における公園区域界等の明確化及び問題点の抽出

奥久慈、阿武隈高原中部、夏井川溪谷の3つの県立自然公園について、既存の公園計画図をGIS化すること。GIS化にあたっては、国土地理院図発行地形図との突き合わせをベースに、公園計画に基づく公園区域界及び地種区分界を明確化すること（明確化には、既存計画図の凡例不存地域において適当と考えられる新規凡例の提案や、地形図との突き合わせ等において凡例が不適当となっている箇所でのより適当と考えられる代替凡例の提案、作図作業を含む）。公園計画図のGIS化に係る対応については、適宜福島県と協議すること。また、明確化の過程で浮かび上がった公園区域及び公園計画の問題点について、抽出・とりまとめを行うこと。さらに、GIS化した公園計画図を基に、新たな公園計画図を作成し、印刷すること。公園計画図の仕様は4色カラー、地図専用紙、折り（A4仕上げ）とし、公園計画図の大きさは、奥久慈はA1（縮尺1/25,000の国土地理院図発行地形図をベース地図として作成）で10部、阿武隈高原中部はA0（縮尺1/25,000の国土地理院図発行地形図をベース地図として作成）で10部、夏井川溪谷はA1（縮尺1/25,000の国土地理院図発行地形図をベース地図として作成）で10部、それぞれ印刷とすること。

公園計画図の印刷に際して必要となる国土地理院への測量成果の複製承認申請など、関係法令手続を行うこと。

(2) 報告書の作成

(1) の実施結果をとりまとめた報告書を作成する。

4 業務委託期間

業務委託契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

5 成果品

(1) 作成した以下の公園計画案等を提出すること。

- ・奥久慈県立自然公園 公園計画図
- ・阿武隈高原中部県立自然公園 公園計画図
- ・夏井川溪谷県立自然公園 公園計画図

提出期限：令和6年3月22日（金）

提出部数：紙媒体 それぞれ「3 業務委託内容」で指定した部数

電子データ（PDF及び公園計画図作成に使用したGISデータを収納した電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 1式

(2) 本事業において作成した事業報告書を提出すること。

提出期限：令和6年3月22日（金）

提出部数：紙媒体 1部

電子データ（PDF及びMicrosoft社Word）を収納した電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 1式

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ・着手届（様式第1）
- ・統括責任者通知書（様式任意）
- ・実施工程表（様式任意）
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届（様式第2）
- ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 業務実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。なお、本業務に係る打ち合わせ及び協議の内容についてはその都度受注者が

書面（様式第3）に記載し、相互に確認することとする。
また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

9 その他留意事項

(1) 成果品の著作権等の取り扱い

- ・本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ・本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(2) 個人情報の取り扱い

- ・本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(3) 秘密の保持

- ・本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(4) その他

- ・業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。
- ・受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに対応すること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに対応し、その結果を報告すること。
- ・本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- ・但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(以上)